



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第13号

目次

人事委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県職員の給与その他の給与支給規則の一部を改正する規則 (規則・六) 一
- ◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- ◎佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

則

- ◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

- ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- ◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

- ◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- ◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

- ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- ◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

- ◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

則

- ◎佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

- ◎職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

●佐賀県人事委員会規則第七号

- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長

蜂

尚

久

- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則 (昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号) の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 適用区分表 (第二条関係)

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の給与その他の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 尚 久

勤務箇所 葉務課

麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年法律第十四号) 第五十四条の規定に基づき任命された麻薬取締員	職員
---	----

三

調整数

●佐賀県人事委員会規則第六号
佐賀県職員の給与その他の給与支給規則の一部を改正する規則
佐賀県職員の給料その他の給与支給規則 (昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号) の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改め、同項第六号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

	い ず み 莊	日 の 限 寮	総合福祉センター	(1) 診療放射線技師及び常時その補助に従事する職員 (2) 細菌を取り扱う臨床検査技師及び常時その補助に従事する職員
	(1) 常時の介護を必要とする入所者と起居を共にして療養に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員を除く。) (2) 共にして療養に直接従事することを本務とする職員(2)に掲げる職員を除く。)	(1) 児童と起居を共にしてその指導に当たることを本務とする職員 (2) (3)及び(4)に掲げる職員で夜間において児童を介護する職員 (3) 知的障害児の通園児を直接指導することを本務とする職員 (4) 心理判定の業務に従事する職員並びに機能回復訓練を行うため理学療法業務、作業療法業務及び言語治療業務に従事する職員	(1) 児童と起居を共にしてその指導に当たることを本務とする職員(2)に掲げる職員を除く。 (2) 入寮者と起居を共にして直接救護に当たることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。) (3) 入寮者を直接救護することを本務とする職員 (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる職員以外の職員で夜間ににおいて入寮者の保護を行うことを常例とする職員	(1) 児童と起居を共にしてその指導に当たることを本務とする職員(2)に掲げる職員を除く。 (2) 入寮者と起居を共にして直接救護に当たることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。) (3) 入寮者を直接救護することを本務とする職員 (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる職員以外の職員で夜間ににおいて入寮者の保護を行うことを常例とする職員
四	一	一	三	四

	九 千 部 学 園	春 日 園	希 望 の 家
	(1) 重度知的障害者と起居を共にして指導及び救護に直接従事することを本務とする職員(2)に掲げる職員を除く。) (2) 入居者と起居を共にしてその援助、介護及び看護並びに衛生管理の業務に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)	(1) 児童と起居を共にして直接指導に当たることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。) (2) 入園者と起居を共にして直接指導に当たることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。) (3) 入園者を直接指導することを本務とする職員 (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる職員以外の職員で夜間において入園者の指導を行うことを常例とする職員	(1) 児童と起居を共にして直接指導に当たることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。) (2) 入園者と起居を共にして直接指導に当たることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。) (3) 入園者を直接指導することを本務とする職員 (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる職員以外の職員で夜間において入園者の指導を行うことを常例とする職員
四	一	二	三

				佐賀コロニー			
県立病院好生館	みどり園	虹の松原学園		(2) 重度知的障害者と起居を共にして指導及び救護に直接從事することを本務とする職員（医療職給料表（三）の適用を受ける職員に限る。）	(3) 入寮者と起居を共にして生活指導又は職業指導に直接從事することを本務とする職員（④に掲げる職員を除く。）	(4) 入寮者と起居を共にして生活指導又は職業指導に直接從事することを本務とする職員（医療職給料表（三）の適用を受ける職員に限る。）	(5) 入寮者の生活指導、職業指導又は心理判定の業務に直接從事することを本務とする職員
(4) 心理判定業務に從事する職員	(1) 乳児と起居を共にしてその保育に当たることを本務とする職員（②に掲げる職員をとする職員）	(1) 児童と起居を共にして直接教育及び指導に当たることを本務とする職員	(1) 児童と起居を共にしてその保育に当たることを本務とする職員（②に掲げる職員を除く。）	(2) 乳児と起居を共にしてその保育に当たることを本務とする職員（医療職給料表（三）の適用を受ける職員に限る。）	(2) 児童を直接教育及び指導することを本務とする職員	(2) 児童を直接教育及び指導することを本務とする職員	(2) 診療放射線技師及び常時その補助に從事する職員（③に掲げる職員を除く。）
(3) 診療放射線技師の補助に常時從事する職員（医療職給料表（三）の適用を受ける職員に限る。）	(2) 細菌を取り扱う臨床検査技師及び常時その補助に從事する職員						
一	二	三	四	三	四	二	三

精神保健福祉センタ	(5) 言語治療業務に従事する職員
心理判定業務に従事する職員	(1) と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十条に規定する検査作業に常時従事する獸医師（所長の職にある者を除く。）
(2) 所長の職にある獸医師	三
教育に直接従事することを本務とする職員	一
(1) 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第七十五条に定める特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事することを本務とする職員	二
(2) 学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）第七十三条の二十一第一項に定める心身の故障に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員	二
市町村立中学校及び 市町村立小学校	一
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）別表に定める定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を有し、回転翼航空機の操縦を行うことを本務とする職員	三

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は平成十六年四月一日から施行する

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則											
会規則第十二号) の一部を次のように改正する。											
別表を次のように改める。											
別表(第二条、第三条関係)											則
現地機関	本 庁 共 通	組 織 の 区 分	知 事	事	本 部	理	事	事	事	事	則
くらし環境本部	統括本部	出納局	健康福祉本部	統括本部	監査	政策監査	危機管理・報道監査	検査技術	参事室	課副理	本部
消防学校副校長	職員研修所副所長	副長	副長	副長	監査	監査	監査	監査	副理	副理	本部
環境センター副所長	消防学校副校長	百分の十五	百分の二十	百分の二十五	百分の十五	百分の十六	百分の十五	百分の十六	百分の二十三	百分の二十五	百分の二十五
百分の十六	百分の十五	百分の二十	百分の二十五	百分の二十六	百分の十五	百分の十六	百分の十五	百分の十六	百分の二十二	百分の二十二	百分の二十二
百分の十五	百分の十五	百分の二十	百分の二十六	百分の二十六	百分の十五	百分の十六	百分の十五	百分の十六	百分の二十二	百分の二十二	百分の二十二
県立病院好生館副事務長	県立病院好生館事務長	みどり園長	虹の松原学園長	九千部学園長	佐賀コロニー副所長	佐賀コロニー副所長	希望の家副所長	日の限寮長	衛生薬業センター副所長	衛生薬業センター副所長	保健所副所長
百分の十六	百分の二十	百分の二十二	百分の二十六	百分の二十六	百分の二十一	百分の二十一	百分の二十一	百分の二十二	百分の二十二	百分の二十二	百分の二十二

県土づくり本 農林事務所長	農業技術防除センター 所長	百分の十六
	上場営農センター副 所長	百分の十五
農林事務所長	上場営農センター所 長	百分の十六
水産振興センター所 長	農業試験研究センタ ー所長	百分の二十
高等水産講習所長	農業試験研究センタ ー副所長	百分の十五
林業試験場長	農業試験研究センタ ー三瀬分場長	百分の十二
畜産試験場長	農業試験研究センタ ー白石分場長	百分の十一
茶業試験場長	農業大学校長	百分の十五
畜産試験場長	農業大学校副校長	百分の十五
家畜保健衛生所副所 長	農業大学校部長	百分の十五
高等水産講習所長	果樹試験場長	百分の十六
林業試験場長	畜産試験場長	百分の十五
水産振興センター所 長	茶業試験場長	百分の十五
百分の二十	畜産試験場副場長	百分の十五
百分の十六	家畜保健衛生所長	百分の十五

部

(佐賀中部農林事務所に限る。)

(佐賀県税事務所を除く。)

(佐賀中部農林事務所長)

(佐賀県税事務所副所長)

(佐賀県税事務所長)

経営支援本部

議会									
議会事務局									
県税広域対策室長									
百分の二十五	百分の十五	百分の二十	百分の十五	百分の十六	百分の十六	百分の二十二	百分の二十三	百分の二十六	百分の二十六
百分の二十一	百分の十五	百分の二十	百分の十五	百分の十六	百分の十六	百分の二十二	百分の二十二	百分の二十六	百分の二十六
佐賀城本丸歴史館副館長	名護屋城博物館副館長	九州陶磁文化館副館長	美術館副館長	博物館副館長	図書館副館長	教育センター副所長	教科参考室長	副理教長	参課副事務局長
百分の十六	百分の十五	百分の二十	百分の二十	百分の十五	百分の二十	百分の十六	百分の二十二	百分の二十二	百分の二十六
佐賀城本丸歴史館副館長	名護屋城博物館副館長	九州陶磁文化館副館長	美術館副館長	博物館副館長	図書館副館長	教育センター副所長	教科参考室長	副理教長	参課副事務局長
百分の十六	百分の十五	百分の二十	百分的十五	百分的二十	百分的二十	百分的十六	百分的二十二	百分的二十二	百分的二十六

会地刑 計域事 官官	警 察 署	通信指令室長 鉄道警察隊長 交通管制官 暴走族対策室長 交通事故事件捜査指 導官 交通反則通告センタ ー所長	百分の十五 百分の十五 百分の十五 百分の十五 百分の十五 百分の十五
	佐賀警察署長、唐津 警察署長、鳥栖警察 署長、伊万里警察署 長、武雄警察署長、 神埼警察署長及び小 城警察署長	交通聽聞官 運転者教育室長 警備指導官 警備対策官 警察学校長 警察学校副校長	百分の十五 百分の十五 百分の十五 百分の十五 百分の二十 百分の十五
百分の十五 百分の十五 百分の十五	百分の十六	百分の二十 百分の二十 百分の十五	百分の二十 百分の十五 百分の十五

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第九号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第七号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改め

る。

第二条第三号口及びハを次のように改める。

口 地方公共団体等（佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下「退職手当条例」という。）第七条第五項

第二号に規定する地方公共団体等をいう。以下同じ。）の職員

ハ 特定一般地方独立行政法人等職員（退職手当条例第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。以下同じ。）のうち人事委員会の定める者

第四条の四第一項中「本庁の部長」を「本庁の本部長、部長」に、「環境

生活局長、水産林務局長、東京事務所長、県立病院好生館長」を「及び危機管理・報道監、県立病院好生館長、東京事務所長」に改め、「議会事務局長」の

下に「人事委員会事務局長」を加え、「本庁の副部長」を「本庁の副本部長、副部長」に、「環境生活局副局長、水産林務局副局長、」を「及び」に、

「監査委員事務局長、人事委員会事務局長」を「監査委員事務局長」に改める。

第六条第一項第六号中「他の地方公共団体」を「地方公共団体等」に、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に、「地方公共団体の職員」を

「地方公共団体等の職員」に改め、同項第七号中「特定地方公社等職員」を

「特定一般地方独立行政法人等職員」に改める。

第七条第一項第一号及び第十条第二項第三号中「国立及び公立の学校の事務

職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

別表第一の表中「部長級又は副部長級」を「本部長級又は副本部長級」に改

め、同表の備考の2中「「部長級」を「本部長級」に、「副部長級」を「副

本部長級」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十一号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「監理課」を「土地対策課」に、「ダム事務所」を「西部地区ダム事務所」改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十二号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第四十八条の表中「診療エッカス線技師」及び「歯科技工士」を削る。

別表第一の5級の項及び6級の項中「分離する系の長」を「処理する系長」に改め、同表の10級の項中「副部長」を「副本部長」に改め、同表の11級の項中「部長」を「本部長」に改める。

平成十六年三月三十一日

別表第四の4級の項中「部長若しくは副部長」を「本部長若しくは副本部長」に改める。

別表第五の4級の項及び5級の項並びに別表第六の4級の項及び5級の項中「分掌する係の長」を「処理する係長」に改める。

別表第十三の診療エックス線技師の項及び歯科技工士の項を削り、同表の備考の1中、「診療エックス線技師」及び「歯科技工士」を削る。

別表第一十四の診療エックス線技師の項及び歯科技工士の項を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十三号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成四年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第一号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」

に改め、同項第三号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成16年3月31日(水)に公布する。

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十四号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項第二号及び第二項第一号中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十五号

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「副主幹」を「人事主幹」に改め、同条第三号中「企画調整主査」を「係長」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

第四条第三項中「副主幹」を「人事主幹」に改め、同条第四項中「企画調整主査」を「係長」に、「企画、調整等に関する事務」を「事務局の事務の一
部」に改める。

平成十六年三月三十一日

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十六号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成十五年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十六年佐賀県人事委員会

規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて地方公務員法（昭和二十

五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十八条第二項及び

職員の分限に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第十八号）第二条の規定

により休職にされ、地公法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を

受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二

条の規定により育児休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職

員の待遇等に関する条例（昭和六十三年佐賀県条例第三号）第二条第一項の

規定により派遣され、職員派遣（公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する

条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第二条第三項第一号に規定する

職員派遣をいう。）をされ、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、又は地公法第二十九条

第一項の規定により停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に

復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正

後の通勤手当に関する規則第十条の四第二項の規定の適用については、「属

する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する

月）」とあるのは、「属する月」とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

申購
込読
料先

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）